

«参考：目標値の考え方»

(1) 人口推計について

本地域の令和4（2022）年から令和10（2028）年の人口は、国勢調査及び将来人口推計（社会保障・人口問題研究所（H30推計）を用いて推計したところ、令和10（2028）年までに-6.6%の減少が見込まれます。

表 8-3 人口推計結果

区分	令和4年	令和10年	減少率
人口推計	374,646	349,752	-6.6%

出典：国勢調査（令和2年）_総務省統計局

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2020/index.html>

将来推計人口（平成30年推計）（令和27年）_国立社会保障・人口問題研究所をもとに作成

<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson18/t-page.asp>

(2) 令和4（2022）年度の地域間幹線系統の利用者数について

令和4（2022）年度の地域間幹線系統の利用者数及び平均収支率、公的資金投入額については、本地域の地域間幹線系統及び広域生活交通路線を運行する交通事業者（道南バス株式会社及びあつまバス株式会社）提供資料により確認した。

表 8-4 本地域の地域間幹線系統の利用者数及び収支率（令和4（2022）年度）

指標	令和4年度実績
公共交通利用者 【地域間幹線系統・ 広域生活交通路線】	1,559.4 千人/年度
公共交通の収支率 【地域間幹線系統・ 広域生活交通路線】	46.8 %

※ 道南バス株式会社、あつまバス株式会社提供資料をもとに作成

(3) 令和 10 (2028) 年度推計値について

上記（1）及び（2）に基づく令和 10 (2028) 年度の推計値は以下のとおりです。

表 8-5 令和 10 (2028) 年度の推計値

指標	令和10年度推計値
公共交通利用者 【地域間幹線系統・ 広域生活交通路線】	1,455.7 千人/年度
公共交通の収支率 【地域間幹線系統・ 広域生活交通路線】	43.7 %

(4) 目標値の設定について

公共交通利用者数は将来人口推計から減少が見込まれ、また公共交通の収支率については利用者数の減少による収入減により低下が見込まれますが、本計画に位置付けた取組を推進することにより、令和 5 (2023) 年度から利用者数の増加及び収支率の改善を目指し、目標値を設定しました。

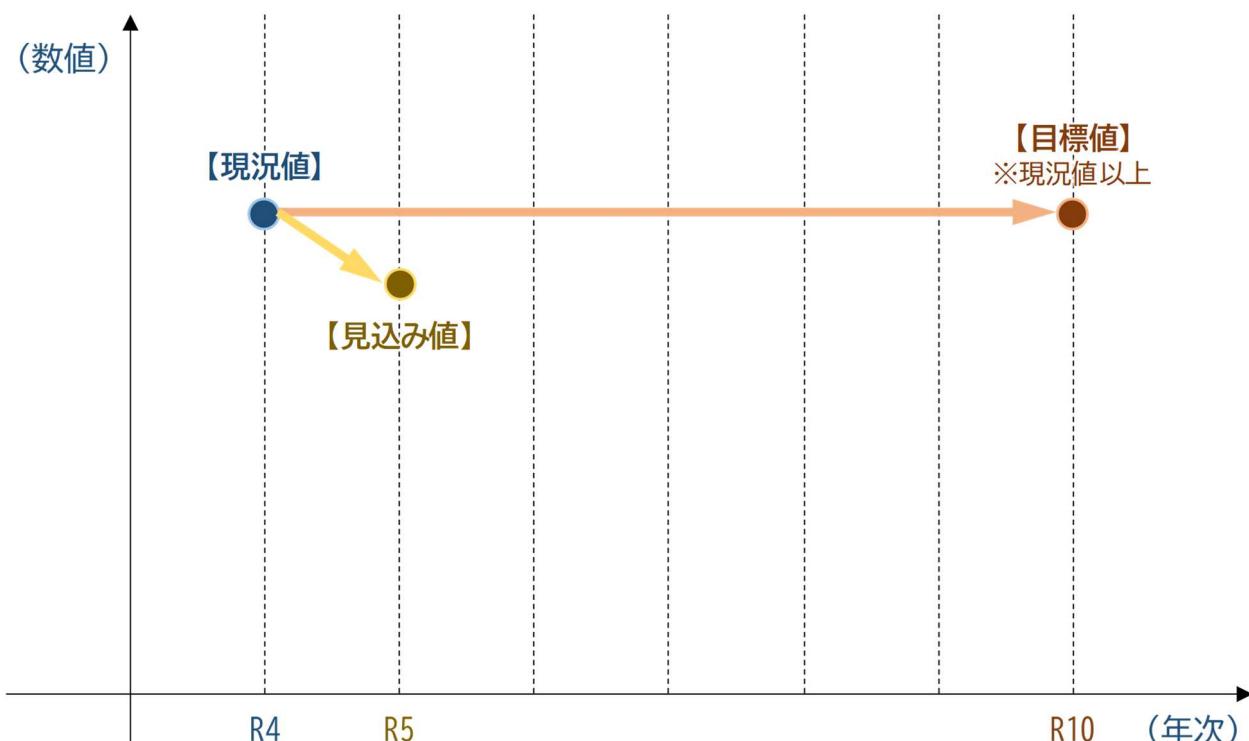


図 8-1 目標値設定のイメージ

| 8-2 | 計画の進捗管理体制

本計画を運用するにあたって計画の推進状況の評価体制やPDCAサイクルによる評価・検証方法、計画期間内における協議会の想定スケジュールを以下に示します。

計画の内容を着実に実施していくためには、評価指標及び数値目標に基づき、定期的なモニタリングを行い、計画の進捗状況を管理することが重要です。また、施策・事業の実施状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて適宜計画の見直しを行う必要があります。

推進状況の評価は、本計画の策定で協議を行ってきました、「北海道胆振地域公共交通活性化協議会」で行うこととし、各年度と計画期間全体でPDCAサイクルに基づいた評価・検証を行います。

また、本計画の目標を達成するためには、交通事業者のみならず、公共交通の利用者である地域住民や関連団体の理解と協力が不可欠であり、地域の一人一人が公共交通を維持することの大切さを考え、主体的に取り組むことが重要です。そのため、関係者の役割や必要な取組を明確化することで、本地域における持続可能な公共交通網を構築します。

表 8-6 計画推進状況の評価体制

区分	組織名	区分	組織名
地方公共 団体	北海道胆振総合振興局	公共交通 事業者等	あつまバス株式会社
	室蘭市		室蘭ハイヤー協同組合
	苫小牧市		苫小牧ハイヤー協会
	登別市		胆振西部ハイヤー協同組合
	伊達市	道路管理者	北海道開発局室蘭開発建設部
	豊浦町		北海道胆振総合振興局 室蘭建設管理部
	壮瞥町	公共交通利用 者	北海道警察本部
	白老町		室蘭商工会議所
	厚真町		苫小牧市社会福祉協議会
	洞爺湖町		北海道登別洞爺広域観光圏協議会
	安平町	学識経験者	北海道高等学校PTA連合会胆振支部
	むかわ町		室蘭工業大学
			北海道地方交通運輸産業労働組合協 議会室蘭地区交通運輸産業労働組合
公共交通 事業者等	北海道旅客鉄道株式会社	北海道 運輸局	室蘭運輸支局
	道南バス株式会社		

表 8-7 計画推進に向けた関係者とその役割

関係者	役割	内容
地域住民	公共交通の積極的な利用等	日常的な公共交通の積極的な利用、公共交通利用促進策の活用、利用ニーズ・要望の発信など
交通事業者	安全な運行の確保等	公共交通の安全な運行、運行実績等のデータ提供など
胆振総合振興局 ・関係市町・国	施策の検討・実施等	地域ニーズの把握、交通施策の実施、資金調達、交通事業者との連携など

| 8-3 | 評価・検証に向けた PDCA サイクルの構築

本計画(Plan)の推進にあたり、計画期間である5年間において、毎年度、施策・事業の実施状況(Do)を確認した上で、目標の達成状況(数値指標)を評価(Check)し、必要に応じて、施策・事業の見直し(Action)を行います。

施策・事業の見直し結果を踏まえて、必要に応じて計画を見直すとともに、施策・事業に反映し(Plan)、着実に施策・事業を実施(Do)します。

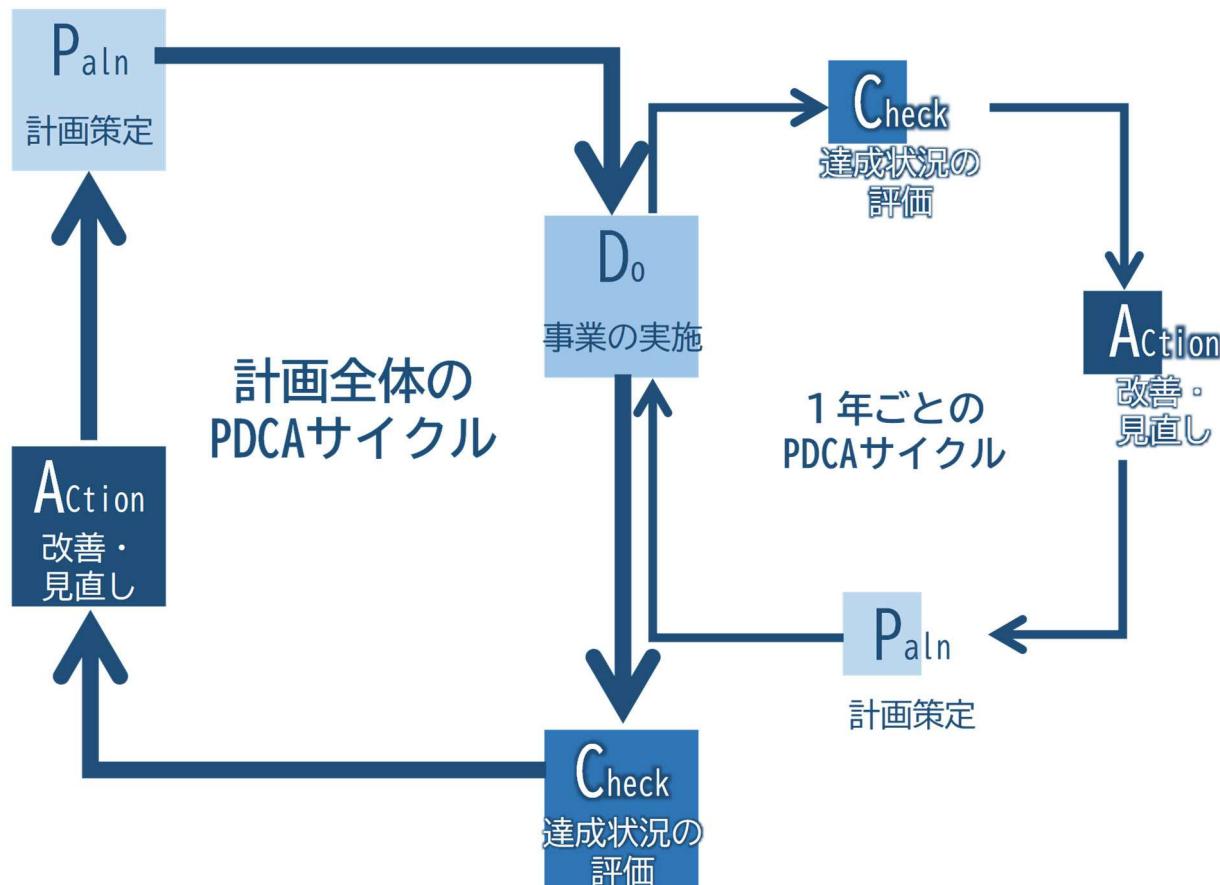


図 8-2 PDCA サイクルによる評価・検証の流れ

本計画は、上記 PDCA サイクルを回しながら進捗を管理して運用します。なお、PDCA サイクルの運用にあたっては、毎年度、北海道胆振地域公共交通活性化協議会及び幹事会・分科会を開催し、構成機関の認識共有を図りながら、施策管理を行います。

| 8-4 | 今後の協議会の開催スケジュール（案）

継続的で実効性のある施策・事業の実現に向け、8-3によるPDCAサイクルを回しながら計画を推進していくため、以下のスケジュールによる北海道胆振地域公共交通活性化協議会を開催します。

なお、取組の実施状況などにより、施策・事業の見直しに向けた協議会の開催が必要となった場合には、以下のスケジュールによらず隨時開催するなど、状況に応じた協議を柔軟に実施していきます。

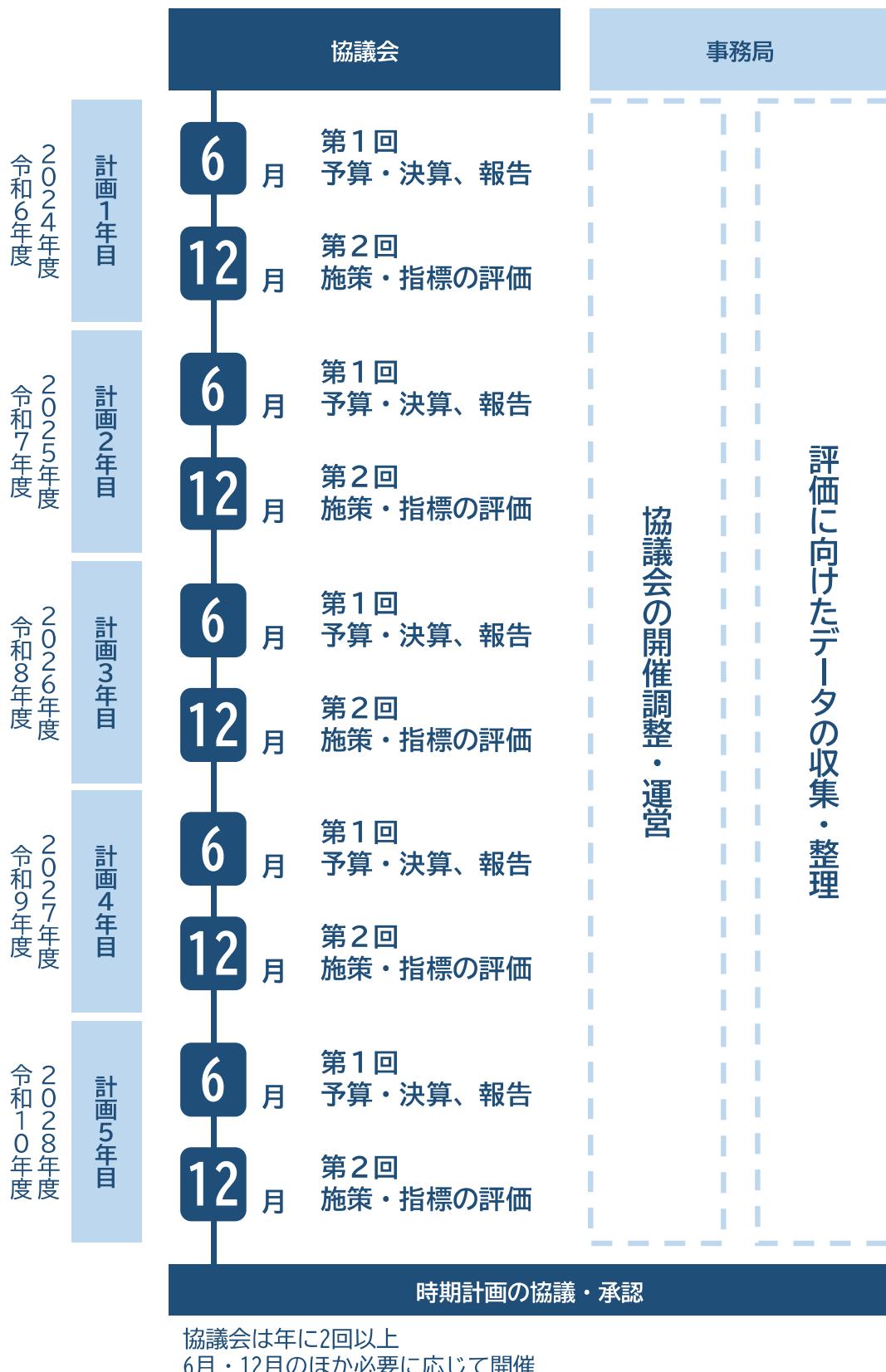


図 8-3 北海道胆振地域公共交通活性化協議会の開催スケジュール（案）

■附属資料

1. 北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、北海道胆振地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
- (2) 地域公共交通計画の実施に関する協議
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

(協議会の委員)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員の報償費及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 会長は、北海道胆振総合振興局副局長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

- (1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項
- (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項
- (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
- (5) 協議会の解散に関する事項
- (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項

4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。

5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると会長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があつたものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

- 第7条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、別表に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 協議会の会務を整理するため、幹事会に幹事長を置き、北海道胆振総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 4 幹事会は、総会に提案する事項その他幹事長が必要と認めた事項を協議するものとする。
- 5 幹事長は、幹事会を招集する。
- 6 幹事長は、幹事会の開催の日時、場所及び幹事会で協議する事項をあらかじめ幹事に通知しなければならない。
- 7 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数の場合は、幹事長の決するところによる。
- 8 幹事は、やむを得ない理由により幹事会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該幹事の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該幹事は、幹事会に出席したものとみなす。
- 9 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 10 第5項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により幹事会を招集することができないと幹事長が認めるときは、第4項に規定する事項について書面により幹事の意見を徴する方法により幹事会を行うことができる。この場合において、幹事長が指定する期日までに書面を提出した幹事の2分の1以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって幹事会の議決があつたものとみなす。
- 11 幹事長は、幹事会の議決があつた事項を速やかに協議会に報告しなければならない。
- 12 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

（分科会）

- 第8条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。
- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、前2条の規定に準じて会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第9条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。

(守秘義務)

第10条 委員、第6条第10項及び第7条第9項の規定により総会又は幹事会に出席した者並びに第8条に規定する分科会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課に置く。

3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。

4 事務局長は、北海道胆振総合振興局地域創生部地域政策課主幹をもって充てる。

5 事務局は、次に掲げる業務を行う。

(1) 総会等の運営に関する業務

(2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務

(3) 文書の収受、発送、編さん及び保存に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項に関する業務

6 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第12条 協議会の経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第13条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第14条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第15条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第16条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年4月4日から施行する。

2. 北海道胆振地域公共交通活性化協議会の開催経緯

開催日	開催内容
令和5（2023）年4月4日	<p>■令和5年度 第1回 総会（書面開催）</p> <p>1 協議事項</p> <p>(1) 北海道胆振地域公共交通活性化協議会の設置について (2) 北海道胆振地域公共交通活性化協議会規約（案）について (3) 副会長及び監事の指名について (4) 令和5年度事業計画（案）について (5) 令和5年度収支予算（案）について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 各種規程（案）について (2) 北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務企画提案指示書（案）について</p>
令和5（2023）年7月6日	<p>■令和5年度 第2回 総会</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 北海道胆振地域公共交通計画策定支援委託業務契約について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 令和5年度スケジュール（案）について (2) 各種調査（案）について (3) 分科会の設置（案）について</p>
令和5（2023）年10月11日	<p>■令和5年度 第3回 総会</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1) 各種調査結果について</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1) 計画の方向性（案）について (2) 計画骨子（案）について (3) 今後のスケジュール（案）について</p>
令和5（2023）年11月28日	<p>■令和5年度 第4回 総会</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1)</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1)</p>
令和●（・・・）年●月●日	<p>■令和5年度 第5回 総会</p> <p>1 報告事項</p> <p>(1)</p> <p>2 協議事項</p> <p>(1)</p>